

# 奈良県教育行政の方向性について

奈 良 県

# 奈良県教育行政の方向性について

- 1 現行の教育行政体制
- 2 県の教育行政の執行機関相互の連携
- 3 国の教育委員会制度の見直し
- 4 新しい教育行政
- 5 地域教育力サミット(総合教育会議)の構成員
- 6 検討項目(案)
- 7 大綱策定に向けた地域教育力サミットのスケジュール(案)

# 1. 現行の教育行政体制

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地教行法」という。)に基づき、

○教育委員会は、学校の設置・管理、教職員の任免、学校の教育課程、スポーツ、文化財保護等の教育に関する事務を管理、執行する。(第23条)

○地方公共団体の長は、教育財産の取得・処分、教育予算に関する事務を管理、執行する。(24条)

ただし、条例の定めるところにより、地方公共団体の長は、次の事務を管理執行することができることとされている。(法第24条の2)

- ・スポーツに関すること(学校体育に関することを除く)
- ・文化に関すること(文化財の保護に関することを除く)

県では、「地域づくり」の観点から、平成20年4月に条例※を制定し、知事部局に「スポーツ」、「文化」、「文化財(活用)」を担当する課を設置 ※奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

スポーツ振興課

生涯スポーツ及び競技スポーツの企画・調整、競技水準の向上 等  
→ 奈良マラソンの開催、スポーツクラブの育成、スポーツ環境の整備

文化振興課

文化行政の総合企画及び調整、文化芸術の振興、文化財の活用 等  
→ ムジークフェストならの開催、文化財活用、史跡等整備活用補助金

## Point

- ・市町村においても、条例制定により、スポーツの振興や文化振興・文化財活用等を首長部局で所管可能。
- ・県では、知事部局にスポーツ振興課、文化振興課を配置することにより、奈良マラソンの開催や文化遺産の積極的な整備・活用を進めるための史跡等整備活用補助金の創設など、新たな取組を展開している。

## 2. 県の教育行政の執行機関相互の連携

- ・ **教育委員会**は、学校の設置・教職員の任免・**学校の教育課程**等の事務を管理する。(地教行法 § 24)
- ・ 幼稚園、小・中・高等学校等の**私立学校の所管は県知事**とされている。(私立学校法 § 4)
- ・ 県では、現在の法律の枠組みの中で、県の教育行政の**執行機関相互の連携(総合調整)**を所管する担当課を知事部局に設置した。(H23～文化教育課、H25～教育振興課)

### 県の教育行政の執行機関相互の連携(知事)

- ・ 執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようしなければならない。  
(地方自治法 § 138の3②)

公立教育(教育委員会)

私立教育(知事部局)

具体的な取り組みとして

**教育振興課**(知事部局)を設置

- 「教育振興の総合調整に関すること。」を新たに所管させた。  
→ ・ **地域教育力サミット**や**奈良県教育の基本理念の検討**  
・ **いじめ対策基本方針の策定**

H23/11～

・・・ **地域教育力サミット**



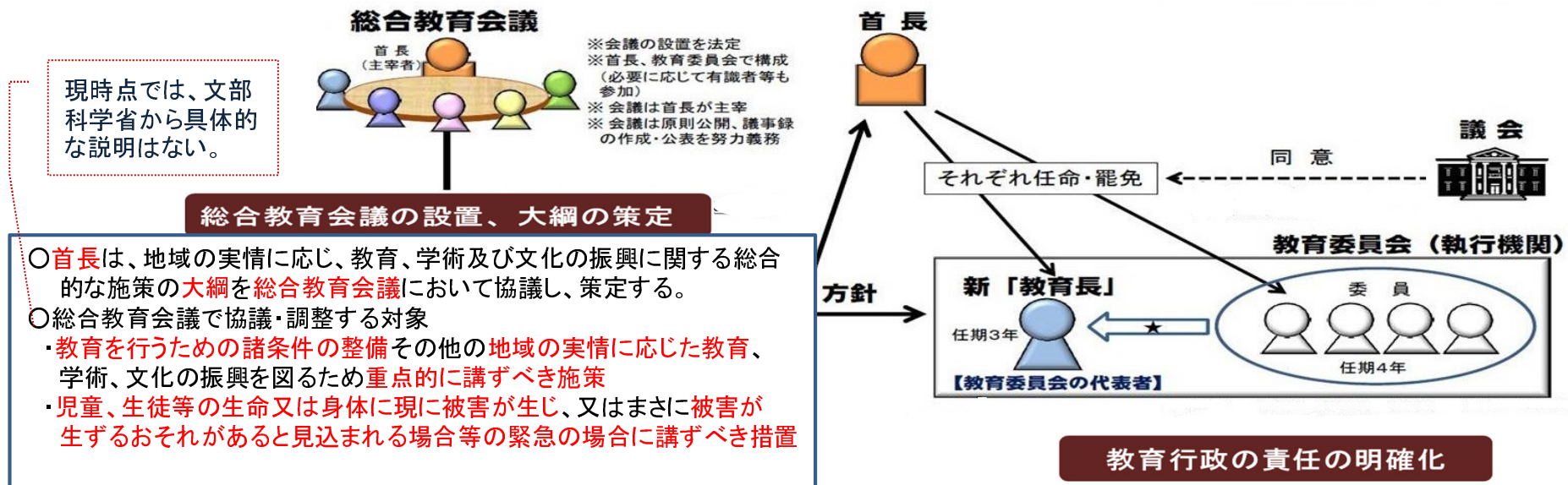
### Point

- ・ **地域教育力サミット**は、地域の教育力を高めることを目的に、**知事が議長**となり、県内教育関係者や市町村長、財界関係者等で構成。学校教育だけではなく、生まれてから亡くなるまでの生涯にわたる「学び」の視点で、学校・家庭・地域の協働や奈良県教育の目指す方向性・理念について議論を展開
- ・ 市町村は、国の改正地方教育行政法の成立を受け、新たに設置される「**総合教育会議**」や首長が策定する「**大綱**」等により、域内の教育行政を執行することになる。

### 3. 国の教育委員会制度の見直し

教育委員会制度改革を目的とした「**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**」の改正に伴い、**教育行政に首長の意向を反映させる**制度の見直しが行われた。

- ・ 首長が、**新「教育長」**を直接任命・罷免する。
- ・ 首長は、教育行政の「**大綱**」を策定する。
- ・ 首長は、「**総合教育会議**」を設置し、**大綱**や**教育条件の整備**等の重点的に講ずべき施策や児童生徒の生命又は身体の保護など**緊急事態への対処**について協議・調整を行う。



#### Point

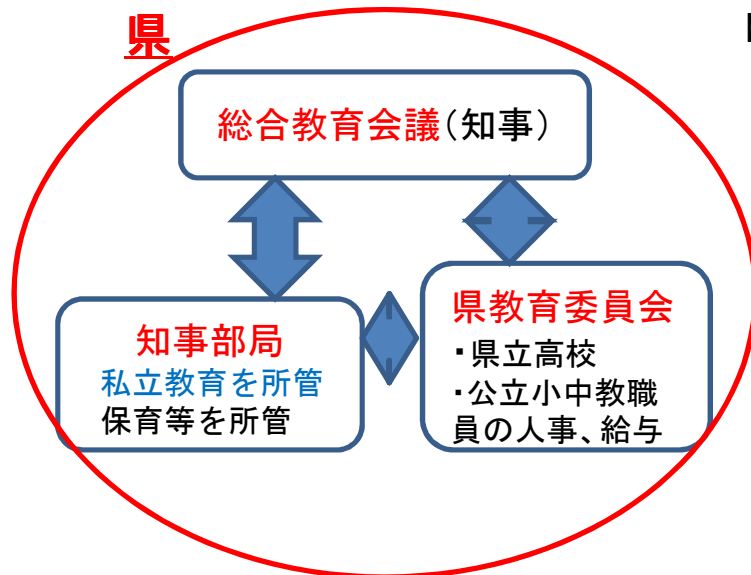
- ・ 今回の法改正により、**首長は、教育行政大綱の策定や総合教育会議の主宰を通じて、教育行政に主体的に取り組むこととされている。**
- ・ 首長は、地域の教育課題、教育施策などを教育委員会と共有し、総合調整機能を発揮する必要がある。
- ・ 県では、**地域教育力サミット**において既にこれらの取り組みを展開している。

## 4. 新しい教育行政

- ・本県の子どもは、「学力」は全国平均より上だが、「規範意識」、「学習意欲」、「体力」がそれぞれ全国平均より下位にあるとの国の調査結果が出たことを受けて、県の先行的な取り組みとして平成23年11月に地域教育力サミットを開催し、課題解決に向けて議論を重ねてきた。
- ・今後、総合教育会議等で県と県教委が、市町村と市町村教育委員会が相互に連携し、教育行政を行うことが必要

### 【新しい教育行政体制】

県

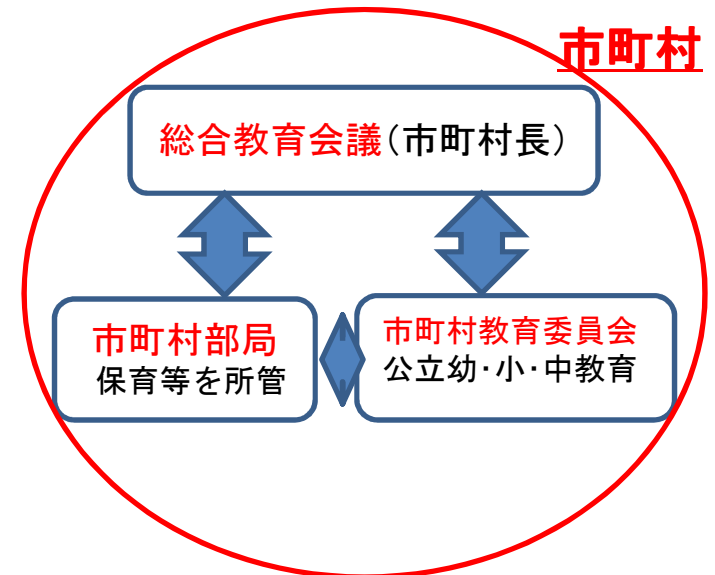


### 【県と市町村の教育行政の相違点】

	県	市町村
総合調整 (自治法 § 183-3②)	○	○
私学所管 例.. 幼稚園	あり	なし ※
小中学校教育	人事 給与	教育 服務

※私立学校の認可事務を事務処理特例条例により市町村に委譲することは可能

市町村



### Point

- ・国の調査結果や各種統計データをもとに県の教育課題について、先進県の取り組み状況等を分析するとともに、教育に関するエビデンスを収集・検証のうえ、優れた取り組みを本県教育にも導入を図る。
- ・従来の県教委と地教委との連携を、今後県・市町村も含めた県教委と地教委の連携とする奈良県教育行政を展開する。
- ・県ではこれらの取り組みを総合教育会議で大綱として取りまとめ、大綱に基づき教育行政を進める。

## 5. 地域教育力サミット（総合教育会議）の構成員

現行の「地域教育力サミット」の構成員は、①行政(首長)、②教育委員会、③学校及び学校関係者、④経済界及び学識経験者 で構成されており、この枠組みは新たに法定される「総合教育会議」としてもそのまま対応できる。

### 議長(主宰者): 知事

#### ①行政(首長)

1. 県副知事
2. 市長会代表
3. 町村会長会代表
4. 県地域振興部長

#### ③学校及び学校関係者

8. 県小学校校長会会長
9. 県中学校校長会会長
10. 県高等学校校長会会長
11. 県私立中学高等学校連合会代表
12. 県PTA協議会会長

#### ②教育委員会

5. 県教育委員会教育長
6. 県都市教育長協議会会長
7. 県町村教育長会長

#### ④経済界及び学識経験者

13. (社)奈良経済産業協会会長
14. 奈良教育大学学長
15. 畿央大学教育学部教授

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

第一条の四

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

## 6. 検討項目（案）

県では、**総合教育会議**を先取りする形で「**地域教育力サミット**」を開催。教育に関係する幅広い参加者が一堂に会して、**奈良県の教育課題**について議論。

今後、検討課題の克服に向けて、データ分析による指標の関係性や向上に向けた理論（仮定を含む）により、教育の振興に関する施策の大綱を地域教育力サミット（総合教育会議）で議論し、**大綱**を策定する。

	検討項目(案)	備考
A (基礎)	学力・学習意欲の向上	<b>基礎検討課題</b> ※データ分析による関係指標との関連性の検証により、基本的な取り組みの方向性を定める (大綱)
	規範意識の醸成	
	体力の向上	
B (先行重要)	地域の教育力、生涯教育、就労教育、障害者教育、スポーツの振興、県立大学等	<b>先行重要検討課題</b> ※これまで地域教育力サミットで検討してきた項目
C (追加)	就学前教育、実学教育 等	<b>追加検討課題</b> ※今後教育総合会議で検討する項目 (体制整備も含めて検討)

☆上記検討項目(案)について、統計データ等をもとに庁内連絡会議等で協議し、基本問題検討部会での意見をうけ大綱(案)を作成し、地域教育力サミットでの議論を経て、「大綱」を策定する。



# 7. 大綱策定に向けた地域教育力サミットのスケジュール（案）

